

第3回独立行政法人農林漁業信用基金農業災害補償関係業務運営委員会 議事概要

1 開会の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年2月20日(月) 10時24分
- (2) 場所 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階
独立行政法人農林漁業信用基金 第2会議室

2 出席者

(1) 運営委員

入内島委員、小八重委員、小畑委員、藤井委員、村井委員、
斎藤委員、谷口委員、佛田委員、水上委員

(出資者・学識経験者別 五十音順)

(2) 信用基金

堤理事長、石井副理事長、高野総括理事、井田理事

(3) オブザーバー(主務省)

小林農林水産省経営局保険監理官

3 提出議案

- (1) 平成29年度年度計画(案)について
- (2) 独立行政法人農林漁業信用基金農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書の変更について【報告】
- (3) その他

4 議事経過の概要及びその結果

信用基金から資料に沿って説明を行った後、審議が行われ、平成29年度年度計画(案)については原案のとおり了承された。本計画(案)等に関する各委員からの主な質問等は以下のとおり。(カッコ内は質問に対する信用基金の説明)

【質問】

- 年度計画に内部監査のことは記載されているが、外部監査は実施されているのか。
(独立行政法人通則法に基づき、監査法人の外部監査をいただき適正であるという結果をいただいている。また、監事による監査も行われている。)
- 保険料、保証料の誤請求等の事案の発生について、内部でどのような処理がされているのか教えて頂きたい。また、このようなものを見過ごさないような措置は講じられているのか。
(保険料、保証料の誤請求等が発生した場合、その旨を監理室を通じて直ちに理事長まで報告するということを徹底している。その上で、担当部署において原因

究明や再発防止策を取りまとめた上で、最終的には内部統制委員会に報告し、審議を行い不十分であれば再検討を行うということを行っている。また、内部監査や事務リスク自主点検を行っている。）

- 貸付金利の見直しについて、T I B O Rは毎日公表されているということだが、貸付金利も毎日変わるということか。
(T I B O Rは毎日変わるというわけではないが、これが変われば貸付金利も変わることにしたいと考えている。)

【意見】

- 保険料、保証料の誤請求事案等の発生に関して、例えば、業務システムの高度化等により発生しないよう、さらなる投資を行ってもいいのではないか。
- 信用基金の評価は、農業者、漁業者、林業者から見てわかりやすいものにしていく必要があると思う。この組織が農林水産業にとってどのように貢献しているのかを含めて、次期中期計画に盛り込んでいくべきではないか。
- 9月に予定される次回の運営委員会では、次期中期計画に向けての議論ができるようなものを出してほしい。
- 貸付金利の見直しについて、速やかな対応をして頂き感謝申し上げます。

5 閉会の日時 平成29年2月20日(月) 11時22分

以上